

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表 1
- ・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表 2

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、<u>半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。</u>)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書<u>並びに発行登録追補書類及び</u>これらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類<u>並びに</u>半期報告書をいう。以下同じ。)に「虚偽記載」を行っていないこと。</p> <p>b・c (略)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)~(7) (略) (8) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)若しくは課徴金納付命令(法第172条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。))に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。 b~g (略) (9)~(11) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。</p>	<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係 (1)~(7) (略) (8) 虚偽記載又は不適正意見等 a 第8号aに規定する「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいうものとする。 b~g (略) (9)~(11) (略)</p>